

始良市農業委員会総会議事録（令和2年7月）

1. 開催日時 令和2年7月31日（金） 午後1時～午後3時まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（6人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 2 番推進委員、3 番推進委員、5 番推進委員、
6 番推進委員、9 番推進委員、11 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

- 9. 議案第 7 号 非農地証明願について
- 10. 議案第 8 号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
- 11. 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 12. 農地あっせんの経過報告
- 13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和２年７月） （大会議室に農業委員全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和２年度第４回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議 長	————— 会務報告 ————— それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
議 長	————— 議事録署名委員の指名 ————— 議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、９番農業委員、１０番農業委員にお願いいたします。
議 長	————— 会議書記の指名 ————— つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。

議 長	なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 4 0 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 7 月 3 1 日、契約の始期は 8 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間が 2 件、2 年間が 6 件、3 年間が 4 件、5 年間が 2 1 件、6 年間が 2 件、8 年間が 1 件、1 0 年間が 4 件で、合計 4 0 件となっております。面積につきましては、合計 1 0 7, 9 4 8 ㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 8 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 8 ページの 4 0 番が、1 6 番農業委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 3 9 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 3 9 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から39番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	なお、議案第1号40番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
	40番の関係者、16番農業委員の退席をお願いします。
委 員	（16番農業委員退席）
議 長	それでは、40番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 40番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、40番については原案のとおり決定いたしました。
	16番農業委員は着席してください。
委 員	（16番農業委員着席）
議案第2号	
議 長	それでは、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。
	1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。 総会資料は、9ページを開いてください。今月の件数につきましては、1件でございます。 それでは、1番について、ご説明します。 譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字谷川水流〇〇番 田、640㎡です。対価につきましては、総額288,000円、10a当りに換算しますと、450,000円で決定いたしました。 以上で、1番についての説明を終わります。

議 長	ただいまの説明の１番に関連して、１０番農業委員にあっせん経過報告をお願いします。
委 員	はい。１０番農業委員が、農地あっせんの報告をいたします。 蒲生町白男字谷川水流〇〇番 田、６４０㎡について、７月７日午後１時３０分より、蒲生総合支所本館２階２の３会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、７番農業委員、１８番農業委員及び事務局職員の立会いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、総額２８８，０００円、１０ａ当りにすると４５０，０００円で、無事成立しました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっています。 以上、農地のあっせん報告を終わります。
議 長	それでは、１番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第２号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の１番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第２号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、１番については原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第３号 ————— 次に、日程第５ 議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 １番から３番について説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第３号 農地法３条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、１０ページでございます。今月の申請件数は、３件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の１ページから３ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、１番についてご説明申し上げます。

議 長	譲受人 蒲生町北在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町北在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字大丸〇〇番田、北字唐船〇〇番〇 田、北字唐船〇〇番〇 田、北字唐船〇〇番〇 田、北字唐船〇〇番〇 田、北字唐船〇〇番〇 田、北字山下〇〇番〇 畑、7筆の6, 747㎡となります。 以上で、1番の説明を終わります。
委 員	ただいまの説明の1番に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。10番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年7月18日午前10時より、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人・譲渡人は、親子関係で、家もすぐ隣にあります。機械等も全て親のものが揃っており問題ありません。農業経験についても、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1番の報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字松葉〇〇番〇 田、1筆の937㎡となります。 以上で、2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年7月18日、譲受人と申請地で会い、聞き取り調査いたしました。譲受人は、〇〇工業の経営者であります。この申請地は、今年の5月の総会で、3条申請により取得した農地の隣接地であります。この農地の地目は、田となっておりますが、湿田のためこのままでは耕作できないため、盛土をして畑に転換予定とのことです。農機具ですが、リースで対応するとのことです。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2番の報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人 加治木町反土在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字古屋敷〇〇番 畑、字古屋敷〇〇番 畑、字古屋敷〇〇番 畑、字古屋敷〇〇番 畑、字古屋敷〇〇番 畑、5筆の2，417㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年7月20日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、垂水市の養豚場に約15年勤務されていましたが、そろそろ自立したいということで、場所を探していました。譲渡人も、そろそろ農業を辞めようとしていたところ、譲受人との協議があり売買することになったそうです。譲受人は、始良市の新規就農者に認定されて、豚舎はもちろん、肥育に関する道具・設備すべてを譲り受けております。譲受人は、現在旧始良町に住んでいますが、前経営者が使っていた事務所・休憩室をリフォームして、現地に転居予定であります。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

議案第4号

議 長 事務局	それでは、日程第6 議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、11ページです。今月の件数につきましては、2件です。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、東京都調布市在住の〇〇他1名。土地の所在が鍋倉字小戸越〇〇番〇 田、1筆の570㎡です。当初の転用目的は山林で、令和元年9月5日に5条許可がなされています。変更後の目的は、車転回場で、敷地内での車の転回及び駐車スペースが限られており、事故等が起きないように使用するためとのこととでございます。こちらは、議案第5号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの事務局説明の1番に関連して、16番農業委員に、議案第5号、農地法第4条の規定による処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の調査並びに補足説明をお願いします。 はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、若葉学園から、北西に約250mの位置です。被害防除現況としまして、東が山林、西も山林、南が宅地、北が山林です。申請実現の確実性としまして、転用許可地のため、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長 事務局	次に、2番についての説明を求めます。 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が始良市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇、変更後が霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。土地の所在が東餅田字上古川〇〇番 田、1筆の770㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、平成30年12月5日に5条許可がなされています。変更後の目的も、宅地造成で、土地造成工事を完了し、共同住宅用地として販売したいとのこととでございます。こちらは、議案第6号の12番と関連があります。 以上で、説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの事務局説明の２番に関連して、１３番農業委員に、議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１２番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１３番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から、南に約１５０ｍの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が農道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長 委 員	これより、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の１番から２番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第４号、農地転用事業計画変更申請の１番から２番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地転用事業計画変更申請の１番から２番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長 事務局	————— 議案第５号 ————— 次に、日程第７ 議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 １番から３番について、説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は１２ページでございます。今月の申請件数につきましては、３件となっております。 それでは、１番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、東京都調布市在住の〇〇他１名。土地の所在は、鍋倉字小戸越〇〇番〇 田、１筆の５７０㎡です。申請地につきましては、土地

	改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は車転回場で、理由といたしましては、敷地内の転回及び駐車スペースが限られており、事故等が起きないようにするためとのことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区等も、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第4号の1番と関連があります。 以上で、1番の説明を、終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第4号の1番で、16番農業委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の、2番について事務局の説明を求めます。
	事務局 申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字目串〇〇番〇 畑の414㎡のうち195㎡、平松字目串〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が619㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅 1棟 144.81㎡で、理由といたしましては、申請地に共同住宅を建築し、家賃収入を得て老後の生活を図りたいとのことでございます。資金は、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、2番の説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、白銀原公民館から、北西に約20mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が市道、西が荒地、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長	次の3番について、事務局の説明を求めます
	事務局 申請人は、寺師在住の〇〇。土地の所在は、寺師字尾ノ上〇〇番〇 畑、1筆の137㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、

議 長	元杉山道路通過に伴い伐採後、クヌギ4本・タラ植栽、今後クヌギ植栽の予定とのございます。資金につきましては、自己保有のため不要で、改良区等も、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、3番の説明を、終わります。 ただいまの説明の3番に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から西に約300mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が畑、西が山林、南が県道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、山林の隣接地であり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第6号 ————— 次に、日程第8 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から15番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、13ページから18ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 埼玉県桶川市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町反土新田〇〇番〇 田、1筆の面積が459㎡です。都市計画区域内の用途が、第2種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場と庭で、理由につきましては、隣接の土地を購入し、駐車場と庭を拡張したいとのごことです。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加治木整形外科病院から東に約100mの位置でございます。被害防除現況として、東が宅地、西が里道、南が工場、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、寺師在住の〇〇。譲渡人は、西餅田在住の〇〇です。土地の所在は、寺師字尾ノ上〇〇番〇 畑、字尾ノ上〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が377㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、現在は借地上に資材を置いているが、業務拡大に伴い新しい資材置場が必要となるためとのごことです。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足

議 長 委 員	説明をお願いします。 はい。15番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から、西に約200mの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 曾於市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 垂水市在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字原田〇〇番〇 田、1筆の712㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は共同住宅 1棟 209.74㎡で、理由のほうは、共同住宅1棟（10室）を建築するためということでございます。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、桜島サービスエリアから西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が水路、南が転用地、北が水路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東京都西東京市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字平松原〇〇番〇 畑、1

	筆の343㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 2棟 104.49㎡で、理由としましては、建売住宅（2区画）の建築に適しているとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富地区公民館から、北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東京都西東京市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 脇元在住の〇〇です。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑、1筆の453㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 3棟 152.28㎡で、理由としましては、建売住宅（3区画）の建築に適しているということでございます。自己資金で対応し、こちらのほうは、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、池島公園から、東に約50mの位置にございます。被害防除ですが、東が宅地、西が転用地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。

議 長	以上で、報告を終わります。 次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 岐阜県可児市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、東餅田字野崎尻〇〇番〇田、字野崎尻〇〇番〇田、2筆の合計面積が1,415㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、当地を宅地造成（宅地6区画、道路1区画）の計画に至ったということでございます。自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、松原たいこ公園から、北東に約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が荒地、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇他1名です。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番田、字馬場迫〇〇番〇田、字馬場迫〇〇番田、字馬場迫〇〇番〇田、計4筆で合計面積が1,954㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 6棟 570.94㎡で、理由としましては、当地を建売住宅（6棟）の分譲計画に至ったということでございます。自己資金で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画も添付されております。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇（17.15㎡）と一体利用となっており、全事業面積が1,971.15㎡となっております。なお、こちらにつきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。

議 長	以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。13番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、船津公民館隣接地です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が市道と田、北が田と畑です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワークへの意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字大工田〇〇番 田他36筆で、合計面積が34,905㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は鶏肉処理工場 2棟 7,000㎡で、理由としましては、親会社の株式会社〇〇と連携し、大規模鶏肉処理工場を新設することとございます。資金のほうは、自己資金と融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されてございます。こちらは、隣接原野〇〇番〇 他32筆 35,275㎡と一体購入し、全面積70,180㎡のうち全事業面積が50,000㎡です。なお、こちらにつきましては、30a 超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 こちらの案件については、平成10年に譲渡人である〇〇株式会社が、開発行為許可・農地転用許可後に、進入路等の工事に着手しましたが、本体のコンクリート製品工場の建設を断念していたところ、譲受人である株式会社〇〇が、農地と原野を一体購入して、全事業面積が50,000㎡となっております。こちらは、2万㎡を超えているため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取後、県知事に進達して、県の審査を受けてからの許可という流れとなっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説

委員	明をお願いします。 はい。8番推進委員が、報告いたします。 事務局から説明もありましたが、譲渡人である〇〇株式会社が、平成10年に、コンクリートの2次製品を生産するため、重富工場から移転するため取得されたものを、譲受人である〇〇株式会社が引き継いだものであります。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、三森産業の隣接地です。被害防除現況といたしまして、東が工場と原野、西が山林、南が山林と工場、北が山林、宅地、田です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明・融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、開発継承が終わってから、施行に取りかかることとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 寺師在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、寺師字松葉〇〇番〇 田、1筆の面積が631㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 44.00㎡で、理由のほうにつきましては、現在宅地及び家庭菜園と利用しているとのことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、顛末書と被害防除計画書も添付されてございます。 以上で、報告を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。16番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、寺師公民館から、北東に約250mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、西が宅地、南が雑種地、北が里道です。申請実現の確実性は、すでに宅地となっており、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。

議 長	以上で、報告を終わります。 次の、１０番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１０番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、平松字山口〇〇番〇 畑、字山口〇〇番〇 畑、２筆の合計面積が９９９㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は、建売住宅 ４棟 ２４３．０４㎡で、理由につきましては、生活するには最適なため、建売住宅（４棟）を建築したいとのごことでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付がされてございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、山之口公民館から、南に約４０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が里道、南が宅地、北が山林と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 大阪府茨木市在住の〇〇です。土地の所在は、上名字稻荷脇〇〇番 畑、１筆の４９０㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由につきましては、当地を購入し杉を植えつける計画に至ったとのごことでございます。自己融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１３番農業委員に調査の結果並びに補足

	説明をお願いします。
委 員	はい。１３番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、奈良袂公民館から、北に約１５０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が畑、北が神社です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１２番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 東餅田の株式会社 代表取締役〇〇。土地の所在が、東餅田字上古川〇〇番 田、１筆の７７０㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、当地を宅地造成（１区画）の計画に至ったとのございます。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もあります。こちらは、議案第４号の２番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第４号の２番で、１３番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。 （休 憩）
議 長	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次の、１３番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１３番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の〇〇。土地の所在が、平松字永迫〇〇番〇 田、１筆の３７㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、宅地拡張で、理由につきましては、庭先が狭いので拡張し、庭木等を植栽するということのございます。資金については、現状使用のため、不要で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書、被害防除計画書の添付があります。

議 長	以上で、報告を終わります。 ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良インターから、南に約７０ｍの位置です。被害防除現況は、東が高速道入口、西が宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、転用済のため、確実であります。条件及び特記事項は、昭和５８年より転用しているため、始末書があります。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、１４番について事務局の説明を求めます。 それでは、１４番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田の宗教法人〇〇 代表役員 〇〇。譲渡人 大阪府堺市在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字蔵跡〇〇番〇 畑、１筆の１６５㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、申請地を譲り受け、来客用駐車場として利用するということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。なお、こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番（１１１．３３㎡）〇〇番〇（１９０．０８㎡）と一体利用で、全事業面積は４６６．４１㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１４番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１４番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原下公民館から、東に約２５０ｍの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地と雑種地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、１５番について事務局の説明を求めます。

委員	それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 千葉県流山市在住の〇〇。土地の所在が、脇元字白金原〇〇番 畑、1筆の350㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場で、理由につきましては、申請地を買い受け、貸駐車場と整備を行うということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、ニシムタ始良店から、西に約10mの位置です。被害防除現況は、東が雑種地、西が宅地、南も宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	[挙 手]
議長	9番委員。
委員	はい。9番委員です。 議案第6号の7番は、私の担当地区のため、質問させてください。この農地は、地目が田となっておりますが、広場として利用されたり、村づくり委員会が花を植えたりしている土地です。川までの水路が狭いため、住宅が6棟建設された場合、排水路が大丈夫なのか心配です。排水路の維持管理の協力もお願いしたい。
議長	事務局いかがですか。
事務局	都市計画区域内で、事業面積が1,000㎡を超える場合は、都市計

議 長	画課と土地利用協議がなされます。もちろん、排水についても協議なされます。
委 員	9 番委員よろしいでしょうか。
議 長	わかりました。
委 員	ほかに何かありませんか。
議 長	[質疑・意見なし]
委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 5 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 1 5 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、7 番と 8 番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
議案第 7 号	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号、非農地証明願についてを議題に供します。 1 番から 3 番について説明をお願いします。 まずは、1 番ついて事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 7 号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は 1 9 ページでございます。今月の申請件数につきましては 3 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町反土在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、加治木町小山田字古屋敷〇〇番〇、畑、1 筆の 2, 2 1 5 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり 1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。現況は豚舎で、養豚のための子豚部屋・肉豚舎を、平成 1 3 年 1 1 月ごろ設置し、以後使用していたものであります。 以上で、説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、川内公民館から、北に約800mの位置にあります。現況といたしまして、申請のとおり豚舎で養豚のための子豚部屋・肉豚舎を平成13年11月ごろ設置して、以後使用しているということです。周囲の現況が、東が山林、西も山林、南も山林、北が雑種地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、豚舎が建築され、約20年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	申請人は加治木町反土在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、加治木町小山田字古屋敷〇〇番、畑、1筆の1,019㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は豚の運動場で、豚の育成運動場を昭和48年4月ごろ設置し、以降使用していたものであります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、川内公民館から、北に約800mの位置にあります。現況といたしまして、申請のとおり豚の運動場で、豚の育成運動場を昭和48年4月ごろ設置して、以降使用しているということです。周囲の現況が、東が雑種地、西も雑種地、南も雑種地、北が原野と畑ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、豚の運動場となって約47年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の3番について、事務局の説明を求めます。

	事務局	申請人は加治木町反土在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、加治木町小山田字古屋敷〇〇番〇、畑、1筆の502㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は山林で、平成5年ごろに一带の杉が伐採され、耕作されることなく竹等が植生していたものであります。 以上で、説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。2番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置ですが、川内公民館から、北に約800mの位置にあります。現況といたしまして、申請のとおり山林で、平成5年ごろに一带の杉が伐採され耕作されることなく竹等が植生しているということです。周囲の現況が、東が雑種地、西が山林、南も山林、北も山林ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、山林となって約27年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長		これより、議案第7号、非農地証明願についての1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第7号、非農地証明願についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第8号 —————
議 長		次に、日程第10 議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についてを議題に供します。 1番から5番について説明をお願いします。

事務局	まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 8 号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）について、ご説明いたします。総会資料は 20 ページから 21 ページでございます。今月の申請件数につきましては、5 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇 田、字桑水流〇〇番 田、字桑水流〇〇 田、字桑水流〇〇 田、4 筆の合計面積が 2, 216 m²です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は駐車場であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、社会福祉施設を建設し、その駐車場として利用したいということでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。8 番推進委員です。それでは、調査報告をおこないます。 農地区分につきましては、農用地区域内農地です。申請の位置ですが、蒲生高校から、南西に約 100m の位置です。被害防除現況は、東が市道、西が水路、南が農道、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、病院建築に伴い申請地の転用は、確実であります。条件および特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、霧島市在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町漆字蔵ヶ迫〇〇番 田、字蔵ヶ迫〇〇番 田、字蔵ヶ迫〇〇番 田で、3 筆の合計面積が 3, 708 m²です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は山林であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、通作路がなく耕作できないため、植林し地球環境や水害防止に貢献したいということでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7 番推進委員です。それでは、調査報告をおこないます。

議 長 事務局	農地区分につきましては、農用地区域内農地です。申請の位置ですが、漆小学校から、南西に約950mの位置です。被害防除現況は、東が山林、西が河川、南が山林と畑、北が河川と荒地です。申請実現の確実性ですが、自己資金もあり確実であります。条件および特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。 次に、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、東餅田の株式会社〇〇 代表取締役〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町漆字四反田〇〇番 田で、1筆の1.857㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は太陽光発電所であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、太陽光発電施設建設のための必要面積が確保でき、日照も良いということでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7番推進委員です。それでは、調査報告をおこないます。 農地区分につきましては、農用地区域内農地です。申請の位置ですが、旭公民館から、北に約1,050mの位置です。被害防除現況は、東が荒地、西が道路、南が雑種地、北が荒地です。申請実現の確実性ですが、自己資金もあり、確実であります。条件および特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次に、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、西餅田在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、加治木町西別府字藤次郎ケ迫〇〇番〇 畑で、1筆の611㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は農家住宅であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、申請地に永住用家屋を建築し、隣接地の農地を借りて、農作業に従事したいということでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。1番推進委員です。それでは、調査報告をおこないます。 農地区分につきましては、農用地区域内農地です。申請の位置ですが、加治木産業から、西に約250mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西も畑、南も畑、北が市道です。申請実現の確実性ですが、融資もあり確実であります。条件および特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、霧島市在住の〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、寺師字岩元〇〇番 田で、1筆の395㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は一般住宅であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、申請地は長年不耕地であり、申請地に自宅を建築したいためということでございます。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。15番農業委員です。それでは、調査報告をおこないます。 農地区分につきましては、農用地区域内農地です。申請の位置ですが、寺師公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況は、東が水路、西も水路、南も水路、北が市道です。申請実現の確実性ですが、建築図面もあり、確実であります。条件および特記事項はございません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から5番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]

議 長 委 員	8月1日 各筆1番から3番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年8月1日 各筆1番から3番までについて、原案のとおり決定いたしました。
————— 農地あっせんの経過報告 —————	
議 長	次に日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料の4ページをご覧ください。52番の〇〇の売渡ですが、今月の議案第2号で、7月7日にあっせんが成立いたしましたので、完了とします。 以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	[質問・意見なし]
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に日程第13、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。7月は7件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約7月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
委 員	「質問・意見なし」

議 長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。 ————— その他 —————
議 長	それでは日程第 1 4、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	[発言なし]
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。
事務局	事務局から何かありますか。 ○ 農業委員会だよりの記事について ○ 遊休農地対策グループの話し合いについて
議 長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和 2 年度 第 4 回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	[閉会] 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
